



うに考えておるのであります。

○大沢雄一君 その問題は大体政府の善意と今後の努力に期待をいたしまして、これで質問をおきますが、第二点でございますが、直轄補助事業、国道でありまして、その国の負担金が御承知のように三十三年度限り、改築費について四分の三ということで、三十四年度以降はペンディングのまゝにして、別に法律で定めるといふことになつておりますが、申すまでもなく五カ年を通じて統一するこの方針を確立して参るのではありませんか、完全な意味で五カ年計画といふことはどうかといふことも考えられるのであります。ことに財源の面においてこれがきまつておらないといふことであります。これは五カ年計画といふことが、いささか私は何といひますか、非常に不安なものがあるのじゃないかといふことをおそれるわけです。もとより私どもは道路の緊急整備といふことの必要を認めるにおきましてやぶさかではあります。熱心にその実現を希望するものでございしますが、そういう中であつてこういうきめ方をせなければならなかつたといふことは、これはどういふ事情でありましょうか、その点について一つ建設大臣から。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように道路に関する負担並びに分担金の問題については、一般道路法に規定しておるのと、いわば臨時特例と二つございまして、それでこの臨時の方は、他の一般公共事業等についても、臨時といわれるところの特別の高額補助の時限立法があるわけがございます。これが昭和三十三年まで期間が有効でありますので、それによるという

建前をとつたわけでございます。三十四年度以降につきましては、実はわれわれこの法律を出すに当りまして、お示しのように補助率、分担金についても一括してやるべきだと、こういう意見は持っております。この点については自治庁と建設省はおおむね意見が一致しておりますが、大蔵財政当局との間において、その点は現実的に今法律があるわけだから、それをやめて別個に道路法のあれだけでやるにはまだ十分に検討する余地がある、その意味において三十四年度以降については、別にか継続するか、あるいはさらにこの問題をどういふふうに取り上げるかによつてきめるべきであるからというやうな関係で、これは現在御審議願つてございまして、

○大沢雄一君 道路緊急整備法という銘を打つて、五カ年計画遂行のために立法するといふことでありますから、当然この五カ年に関する財源について、はつきりとしたものをきめていかなければ、これは施行が確保できない、かように私どもは思わざるを得ないのでございまして。大蔵省の考えとして何か道路法の原則にもとづいて、これを検討するといふふうなことであります。私どもは、それではこの道路緊急整備法は泣くのじゃないかと思ひますが、自治庁に伺ひますが、この三十三年度限りの今予定しておる財源措置でいいの、もし万が一これが三十三年度限りで今お話しがありまして道路法の原則にもとづいてことになりまると、どのくらい地方団体はこの五

カ年計画を遂行する上において地方負担が増すのであります。それらの計算を自治庁ではなさつておりますかどうか。

○政府委員(小林興三君) この五カ年計画の中身はまだ確定いたしておりませんが、大体今までの見当から申し上げますと、現在の補助率と道路法による原則の補助率と、それによつて比較いたしますと、普通の補助事業につきましては大体五百億、そのほかに直轄事業の地方負担がございまして、これは現在交付公債で払つておるわけでございしますが、これにおきまして約百億と、これは時期的には多少ずれてきますが、全体として六百億程度違うのじゃないかと、こういうふうな推定いたしております。

○大沢雄一君 そういたしますと、今伺ひますれば、もしこの大蔵省の考えられるように道路法の原則にもとづいてことになりまると、この五カ年計画のために将来四カ年にわたつて、年間百五十億、四カ年で六百億という膨大な地方負担が増加しなければ、この計画は遂行できないといふことになつてくると思ひわけでありま。私どもは、地方交付税一・五%引き上げについて、非常な大きな問題として大蔵省にたつたわけでありまして、一・五%引き上げで、わずかに増すのはこれは百二十億、百五十億も地方に大きな負担をおつかふせるやうなもの、これをそのままにしておいて、五カ年計画を遂行するといふことは、私は、これはいささか何といひまするか、無理な考え方であり、危険な考え方である。地方財政の上からい

て、そのままにしておかれたのでは、地方団体にこの五カ年計画の遂行に協力せよといふけれども、地方団体は協力できないのじゃないか、こう憂えるものであります。これについて建設大臣はどうお考えになられますでしょうか。早くこれを決定して、そして地方団体に協力させる態勢をとらなければ、せつかくの五カ年計画は画餅に帰するおそれがあるのではないかと、ことをおそれます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど、この法律案において三十三年度限りにして、三十四年度以降は別に法律に定めるといふ理由について、御説明を若干いたしました。この問題は、国家財政と地方財政がどういふふうな推移になるかという、いわば財政上の見通しにかかつてくるわけでござい

ます。五カ年計画の総事業並びにこれに対する総投資については、政府が一致して意見をまとめたわけでありまして、これを、今御指摘のように、地方財政上これが果して負担可能なりやいなや、ここに実は大蔵省と自治庁の間に見解が必ずしも一致していません。大蔵省といひましては、こういうやうなものは、従来地方財政が非常に窮乏して、そのために、道路法において規定しておるにもかかわらず、臨時特例の法律を作つたわけでありまして、最近の情勢から見れば、地方財政もおおむね立て直つたといふやうな見解に立つておるやうでござい。す。われわれの方といたしましては、道路整備の現実の實施に當るわけでありまして、地方財政の見通しについては、建設大臣として、完全な資料

も、また見通しもありませんので、問題は、この確定された緊急整備計画が地方においても納得し、また、これを現実に実行し得るものであることが必要であることは申すまでもありませんが、その財政上の見通しについては、自治庁と大蔵省の意見の一致を見て、円満な遂行をはかりたいといふのが、私の立場でございます。この点については、三十四年度までは、完全に政府として一致した案を作りまして、その施行に対して万遺憾なきを期するといふのが、われわれの現在の心境でございます。

○大沢雄一君 先ほど単独事業についても伺つたのであります。この千九百億の単独事業は、これは全然将来の地方団体の単独の力で、五カ年間に千九百億の膨大な道路事業を遂行しなければならぬ。さらに直轄補助事業の国道の關係におきまして、さらに年間百五十億も負担しなけいけません。これは、私、とうてい地方団体の現在の、ようやく立て直りかけたと思ひましても、御承知のように、五千億以上の公債償還費をかかえて、その公債費のために、一・五%の交付税まで引き上げなきゃならぬ。こういう中にある地方団体としては、とうていこれは遂行ができません、といふことを、われわれ地方行政の実態を知つておるものから見れば、思わざるを得ないわけでありまして。それについて自治庁は、今のやうな大蔵省の考え方、やはり単独事業と同様に、この直轄事業、国道の補助事業が遂行される、こゝういふふうにお考えになられますか。

○政府委員(小林興三君) これは、単独事業につきましては、先ほど申し

上げました通りでございますが、それ以外の国の関与する直轄あるいは補助事業等につきましては、国としておやりになることにつきましては、われわれもぜひ協力しなくちゃならぬ、こういう前提でございます。しかし、これも結局、明年度以降の事業の伸びがどのくらい大きくなるか、こういうこととあわせて考えなければいかぬのでございますが、われわれはいたしましては、できるだけ協力しなくちゃならぬ、こういうふうな考えではおりません。しかしながら今お話をうに、国の補助率が変って、補助率の変わっただけで百億を越す金がふえる、事業量の問題はまた別にあるわけでございますから、そういうことになってきまうと、今日の段階におきましては、明年度以降の財政上の見通しは、われわれとしては責任を持って申し上げることはできません。ぜひ、やはり現状のような態勢で問題を考えていかなければ、地方団体側としては、実際問題としては、これに際し切れぬのじゃないか、全体の財政計画の上から申ししても、そういう気がいたしますし、それからまた、現実の問題になってくれば、これから仕事が生じていくのは、どっちかと申せば、貧乏な府県の方に仕事がたくさん残っております、そこへ今後伸びていくわけでありますから、その府県の財力からいって、むしろこれは逆に伸びていくわけでございまして、自治庁といたしましては、現在のところにおきましては、とうていそういう形では仕事の遂行は円滑にできないのじゃないか、こういうふうな見通しを持っておるのでございます。

○大沢雄一君 今、地方行政財政について責任を持っておる自治庁の見解を承わったのであります。私どもも当然さうだろうと思つて、三十四年度以降急に地方の税収入なり歳入なりが一挙に伸びるということは、これはどうしたって考えられない。現在の景気の動向からいってもそういうことは期せられない。こう思うわけであります。この点について大蔵省はどうお考えですか。今のようなことは、刻下の急務である道路整備五カ年計画は、地方負担の面からこれはくずれていく、とうていできない、私はこう思わざるを得ないのであります。これはこう思つて、どういふふうな大蔵省、お考えになりますか。

○説明員(松永勇君) 五カ年間の地方財政の見通しという点につきましては、実はその方の関係ではございせんので、正確に申し上げることはできないのでございますが、三十三年度までは、先ほど建設大臣から御答弁がございましたように、従来のきまつておつた率をそのまま適用する、三十四年度以降につきましては、これは道路のみならず、公共事業全般についての補助率、負担率の臨時特例をどうするか。これは当時、三カ年を限つて特別の高率補助をいたしましたというの、地方財政が特に悪化するという現状に即して、それを防止する建前から、こういう特別の措置を講じたわけでございしますが、幸いにして、地方財政も立ち直りつつあるし、最近における税収の伸びも相当な程度に達しておりますので、三十四年度以降全体として、地方と国の財政のあり方をどうするかというところは、その一環としてこの道路も検討しなければならぬ。で、私た

ちの考えでは、三十四年度の予算を編成する際に、そういう点を十分考慮して、地方財政の状況も見きわめた上で態度を決したい、かように考えておる次第でございます。

○大沢雄一君 この行政水準の向上というところが、今地方行政において町村合併の次に来たる問題として、新町村の建設ということと最も重要な問題になっておりますことは申すまでもございせんが、その中で最もやはり必要を感じておりますものは、道路の整備であると思つて、年間約四百億もこの地方は独自の力によつて道路の改善を期するというところに、その責務を負わされておるわけであります。この国が管理をし責任を持っておりますところの国道の面におきまして、さらに現在よりも百五十億以上も負担を加重するといふことであつて、これはとうていという計画は実現できないと思つておるのです。そこで、この点については、われわれとしては五カ年計画を定める出発の際に、ことに緊急措置法まで作つてその遂行を期するといふことであるから、これは定むべきであると思つておるけれども、今お聞きしましたようなお考えのもとに、現在はこの法律はそういうふうになつておらないというわけでありまうので、この点はわれわれとして、できれば何とかこの五カ年間にわたつて、臨時法の補助を継続してもらいたいと思つておるわけでありまうけれども、今お考えを伺いましたので、これ以上この問題について同じことを要望いたしません。が、そういうこの地方財政上非常に重要な関係にあるわけであ

りますから、私はこの五カ年計画の策定に当たっては、あらかじめ府県と協議をする、その上でこの計画を定めていくといふようなことが、地方財政の上からいって必要があるのではないかと。仕事の確保のためにも必要があるのではないかと、こう思つておるが、なおまたこの五カ年計画は、具体的にやはり路線と施行時期については決定し、そして公表され、またその負担額は大体年々どのくらいになるかといふことぐらひは、私は地方に知らせておくべきではないかと思つておるが、こういう点について建設大臣としてはどういふふうにお考えになつておるか、その点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、今後道路整備五カ年計画の具体的な諸計画を実施するに当りましては、単に建設省が一方的にきめて、これを地方に押しつけるという考えは持っておりません。現在も各都道府県から、おおよそ十カ年計画あるいはそのうち五カ年計画にどういふ点をいれたいか、という要望並びに調査も出ておりますので、実施の面にも当りましては、当然都道府県と協議の上きめて参りたい。

第二の点の、それはそれとして、どういふ路線に対してどういふ順位にこれをやるかということも、これは示すようにということでありまうが、いふまでもなく、これは五カ年計画の細部計画ができれば、それに基いて御連絡して万遺憾なきを期したいと思つておる。

なおその場合に、負担率の問題は先ほど申し上げたやうなことで、今直ちにこれを明示することは今年だけの分についてはできませんが、三十四年度以降については、いづれ三十四年度予算編成に当りましては明確になりますから、その際に明示申し上げたいと思つておる。

なおまた、先ほどのお話であつて、さらに答弁を要求しておられまふけれども、これは他の方々からいろいろ質問、要望があると思つて申すから申し上げますが、これはまだ大蔵大臣と私とは相当深く入つておりませんけれども、私の一応の考えをいたしましては、道路整備五カ年計画を実施するに当りましては、これは御存じのやうに、与党といたしましては、総理としても非常に重要視した重要案件でございます。しかもこれについては道路整備五カ年計画を強力に推進するといふ点については、大蔵大臣もこれは全く同意見を持つておるわけであります。そういう観点からいたしまして、三十四年度以降については問題を二つにこれは取り上げていいのじゃないかと私は想定しております。すなわち、地方財政の充実に伴ういわゆる一般の臨時法を、そのまま延長するかどうかという問題と、たとえ一般的な公共事業に対する臨時法が、あるいは廃止あるいはこれが一部修正になつて、負担率が上るといふやうになつても、先ほど御指摘になりましたやうに、道路整備五カ年計画が、地方財政に負担能力がないといふことでくずれる、といふやうな事態になりますれば、他の一般的な臨時法の存続の問題と別個に、道路に関する国の負担並びに地方負担額に補助金等の問題も、これは別

といえるのじゃないか、そういうふう  
に考えるのでありまして、大蔵省はも  
とより、地方財政の状況もつつ、し  
かも全体の国家財政と、さらに重要政  
策としての道路整備計画の実施と、そ  
の裏づけとしての予算措置、こういう  
ふうな観点から究極において、この五  
年計画を整備するために、必要な財  
源確保については、積極的に協力が得  
られるものと私は信じ、またぜひそう  
してほしいと念願しているものでござ  
います。

○大沢雄一君 この国道の管理に關す  
る問題であります、今回国道の管理  
について指定区間を設けて建設大臣が  
管理なさる、知事管理から建設大臣に  
管理を切りかえられたということを受  
知しておるわけであります、三十三  
年度における国道の修繕費の総額中、  
指定区間の修繕費の総額はどのくらい  
になるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 三十三年  
度におきましては維持費が約四億五千  
修繕費が二十二億ほどで計二十六億程  
度でございます。

○大沢雄一君 そういたしますと、そ  
の指定区間に対しては三十二年度の  
維持費、修繕費はどのくらいになりま  
すか。

○政府委員(富樫凱一君) 従来一般  
国道の維持につきましては、各都道府  
県がやっておったわけでございます。

従いまして三十三年度におきまして  
は、維持区間をおおよそ千五百キロ見  
ておるわけでございます、従  
来県が一般国道に出しておりました維  
持費は、キロ当たり約二十万円あるは  
二十数万円でございます。こういう維  
持費を出しておったわけでございます

るが、国が直轄で今度計画いたしてお  
りますのは、平均約三十万円になって  
おります。

○大沢雄一君 私のお伺いしたいの  
は、修繕費。三十三年指定区間の修  
繕費は二十二億、維持費が四億とあり  
ますが、その指定区間に対する修繕費  
の方は、国がやはり今年度もやってお  
るはずであります、三十二年度の修  
繕費は幾らか。維持費の方は地方が  
やってゐるから、あるいはおわかりに  
ならぬかもしれないが。

○政府委員(富樫凱一君) 三十二  
年度におきましては、補修費の予算額が五  
億一千万円でございます。

○大沢雄一君 そういたしますと、  
指定区間に三十三年度の修繕費は集中  
して投入される、かように考えていい  
ように思いますが、今年五億のところ  
を三十三年度には二十二億出すという  
ことになるわけですから、そういう結  
論になると思ひます。そうすると修繕  
費全体で、三十二年度、三十三年度は  
どういふ数字になりますか、ちよつ  
とその点を伺いたい、国道の三十二  
年度、三十三年度の修繕費の総額です。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほど申  
上げました数字は、直轄でやっており  
ます補修費でございます。このほかに  
県が単独で実施されておるものがある  
わけでございます、三十二年度につ  
きましては、その総額につきましてま  
だ把握いたしておりません。

○大沢雄一君 私のおそれるところ  
は、指定区間をお設けなつて、これに  
対する管理を建設大臣がなさる。従つ  
てその大臣の責任として修繕もそこに  
集中するということに勢いなると思ひ  
ます。その結果は、国道の修繕費その

ものがそう大幅に伸びておるようにも  
思われませんので、こまかい数字はこ  
こで追及いたしません、指定区間外  
の国道の修繕が非常におろそかになる  
のじゃないか。どうも計数的に見てそ  
うならざるを得ないように思ふわけ  
であります。現状におきましては、国道  
一般が非常に荒れておる。単に指定区  
間だけではない。しかも未改修の区間  
も非常に多いのでありますから、指  
定区間にだけ力を注いで、指定区間外  
に経費を少なく使用させようというや  
うなことであつては、これは非常に地方  
民に對して、何といひますか、非常  
に不公平ができるのではないかと。そ  
ういふことがないようにぜひ国として  
考へてもらわなければならぬ、こう思  
うわけであります。もう少し予算の点  
を追及すれば、予算的には非常にはっ  
きりすると思ふのであります、それ  
も、私はその点を特に強く申し上げま  
して、指定区間外だからといって、国  
道について修繕をおろそかにするよう  
なことがあつては、ことにその指定区  
間外等は、地方の文化的にも恵まれな  
い土地になるだらうと思ひます。その  
点は指定区間を設けるということも  
けつこうでありますけれども、十分  
一注意をして管理していただかない  
と、私は、非常にいかぬのではない  
か、こう思ふわけであります。その点  
を一つ要望いたしておきます。

それから次に道路の維持費の問題で  
あります、道路の維持管理につ  
いて、知事から建設大臣に管理の基本を  
移したということについては、私ここ  
でかれこれ議論を申すことを遠慮いた  
しますが、しかし知事から管理権を取  
り上げて、国の管理に改めて、建設大

臣が責任を負いながら、維持費につ  
いて半額を地方に負担さすということ  
は、私は非常に筋が通らないように思  
ひます。国の事務として取り上げた以  
上、これは国がこの管理の費用を持つ  
というところが、私は当然でないかと思  
ふのであります、かような例がほか  
の国の事務にあるだらうか。国の事務  
は国が管理しながらこの半分地方に持  
たせる、いわんや三十三年度は半分  
でなく、三分の二地方に持たせる、国は  
わずかに三分の一しか持たない。義務  
教育につきましては、御承知のよう  
に地方の教育委員会が責任を持つてお  
る。それに対してこれは半額国が負担  
する、こういうことはあり得るが、国  
が管理をしながら半額、はなはだし  
い、ことは三分の二も地方に負担さ  
せるということ、私は非常に筋が通  
らないことと思ふので、理解ができな  
いのであります、この点について  
建設大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知  
のように道路は国で管理をいたしまして  
も、実質上地方がこれを利用し、また  
地方発展のために非常に寄与するところ  
が多いのであります。それで国で管  
理をいたしても、やはり地方自治  
体において負担するといふことが、決  
して不合理ではないと存じます。なお  
河川については、同様に直轄河川につ  
いても地方が負担しているという状況  
でございます。

○大沢雄一君 どうもそうなつて参  
りますと、議論しなければならぬの  
であります、この管理の責任という  
ものと費用の負担というものが、これは  
大体一致するのが当然じゃないか。な  
らば地方も利益を受けるから、幾分

はその地方も負担せよといふことは、  
それは言い得るのであります、管  
理については、大きな国が管理につ  
いて責任を持ち、その思ふような管理を  
しておるなら、その負担だけは地方  
国体にゆい負担さすといふようなこ  
とは、どうもほかにない。今地方が  
利益を受けるといふふうに言ひます  
けれども、義務教育についても利益を  
受けるのは、教育を受ける地方の児童  
あるいはその父兄であると思ひます。  
これは地方が自分の責任においてや  
つてゐるのであります。しかもそれ  
に對して国は二分の一負担する。しか  
し今この場合は、国が管理をして  
おる。管理の責任者が国であります。そ  
ういふ三分の二も、国が管理をしながら、  
地方に持たせるといふことは、私はあ  
まり聞かないのですが、何か建設省関  
係以外にそういうことがありませんか。  
この点は自治庁にお伺ひします。

○政府委員(小林興三君) 国が管理  
をして、地方に三分の二を持たせると  
いふ例はないと思ひます。

○大沢雄一君 どうも建設大臣、大臣  
のお考えを伺ひましたが、どうもこれ  
は他にも例がない、私はちよつと未曾  
有の、何といひますか、財源関係から  
は非常にどうも不合理なことじゃない  
かと思ひますが、これは一つ十分考  
えになつていただいて、ほかに例がな  
いといふお話なんです、これは建設省と  
しては、少しお考えに私はなつても  
わなければならぬと思ひますが、今こ  
こで議論を申し上げようと思ひません  
が、これは一つ管理権を地方からお取  
り上げになる、その必要をお認めに  
なつてお取り上げになるのですから、  
それについては議論を申しませんが、

しからばその費用の負担について、これは逆に地方にゆけい持たせるということ、これは私全くどうも、非常に明敏で、地方団体のこともよくお考えになっておられる建設大臣の御措置としては、私は、私はいささかこれはおかしいと思いますので、この点を一つ伺いたい。

○説明員(松永勇君) ただいま維持管理の経費につきまして、国が原則は二分の一、三十三年度につきましては国が三分の一ということにいたしました理由、道路というものが、これは国道ではございますが、各地方公共団体の利害というものが、その地元の利用というものが、非常に大きなウェートを占めておるということから、原則は二分の一にいたしました、特に三十三年度につきましては、直轄の管理をしない一般の道路の管理、これは全額地方が負担することになっておりますが、それとの権衡も考えまして、元来こういう管理の事務は、地方公共団体が行うにふさわしい、将来は一般国道については国が行うが、現在の段階においては、なお公共団体が、その利害が大きい、こういうことから、三十三年度は特に三分の一といたしまして、将来は二分の一になるという基本方針を立てた次第でございます。

○大沢雄一君 どうも今の説明も筋が通らないお話を、要するに地方団体が管理をする、だから管理費も持てということであらば、私はこれは筋が立つと思います。取り上げておきながら、国がみずからの責任において管理しながら、その費用だけを半分あるいはそれ以上地方に持たせるということは、非常に何といえますか、勝手な、国家

本位の筋の通らない考えではないか。いわんや三分の二を地方に持たせるなどというところは、今自治庁からお話があった通り、他に例がない、非常に不合理じゃないかということも言っておるわけですね。ですから管理を地方団体にさせておる指定外のものについて、それは全額地方が維持費を持つからというところは、この場合の弁解にもならないし、理由にもならない、私はそう思う。

次にお尋ねいたしますが……

○坂本昭君 ちょっとお尋ねしておきますが、今、大蔵省の主計官の御意見に関連して、これは何も道路整備だけじゃないのです。いろいろな、国が責任を持つということについて、大蔵省の方の考えを少し直していただきた、考えを少し進歩させていただきた、その前も予算委員会でも議論しましたが、国がたとえ道路整備に對して、責任を持つ計画性を立ててやっていると、こういうものについては、たとえば住宅についてもやる、あるいは社会保険などについては、大蔵省は国が責任を持って管理をする、たとえば国民皆保険にしても、皆年金にしても、これはやはり国の責任だと思っております。ところが、きょうも参議院に出された国民健康保険法の一部改正など、たまた二割しか責任を持たない、そのだとして大蔵大臣などは、それでいいのだというお考えなんです。ところが、実際、少くとも国が一つの方針を立ててやる場合は、社会保険などは、外国の例を見ましても、半分まで国が責任を持つていて、こういう道路の場合もまたまた出たのですけれども、ど

うも大蔵省の主計官のお考えは、われわれを納得させないのです。少くとも国が責任を持ってやる場合は、それに対する財政的な責任を当然負わなくてはならぬ。そういう点で私は、大蔵省の方々がもう少し思想を変えていただきたい、そのことを一つ申し上げておきます。何か御意見があるならば承わります。〔何もないでしょう〕と呼ぶ者あり。

○大沢雄一君 私なおもう一点。国道の直轄工事についての地方負担金、これにかわる借入金をする場合の問題についてお伺いしたいのでありますが、まず先立つてお伺いしたいのは、道路法と道路整備緊急措置法、あるいはまだきょうは付議されておりましたが、道路整備特別会計法、こういう法律で、道路法とこの二つの法律との関係は、これは、どちらが優先するのであります。道路法は基本法であり、道路整備緊急措置法あるいは道路整備特別会計法、これは子法といいますが、そういう関係にあると思うのですが、それが、この法律は、どちらが優先して解釈されるべきものであります。それについてまず初めに建設大臣にちょっとお伺いしたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 優先方針という観点ではちょっと申し上げにくいと思いますが、御承知のように道路法は、いわば道路に関する一般規定でございます。しかしながらこの一般規定だけでは、急速なる道路の整備が困難である、その意味におきまして、名前のごとく緊急に具体的措置を講ずるために、必要な立法措置をいたした、従いまして、現実に実行する場合においては、この五カ年計画が実行

される場合においては、この緊急措置法によって実施するのであります。が、それは究極において道路法の一般規定に依存することは当然でございます。しかもこの緊急措置法を実施するために、必要なる財源措置を特別会計法が規定してあるという意味では、優先順位とかという意味ではなく、これが三者一体となって道路整備をやる、こういうふうな考えておる次第でございます。

○大沢雄一君 道路法は今お話の通り一般規定であり基本法である、しかし、これを実施するために、あるいは緊急に整備する必要があるために、道路整備の緊急措置法ができて、あるいはまた特別会計法を設けられておるということになるのであります。道路法で定められたあるいは示された精神と矛盾するような規定、整備法なり特別会計法なり、もしそういう精神に違反するような規定がされておるとするならば、私は、それを改められなければならない、少くとも改められなければならない、こう思うわけでありまして、建設大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 矛盾するということについては、私は考えませんが、一般規定だけでは実施困難の場合に、その上に緊急に措置するために必要な法規を、あらためて新たに制定するということに、いわゆる緊急措置法なるものの意義があると存するのでございます。従いまして一般法と違う面があるということはあると思ひますけれども、矛盾するということに解釈するかどうか、ちょっと私は、大沢さんの御意見には直ちにさよう

だ、というふうに答弁申し上げかねるわけでありませう。

○大沢雄一君 私は、この道路法の精神にも矛盾するような規定が、万一誤まって整備法なり特別会計法なりに規定されるとすれば、少くともそれは無効であるとは言わねばならぬ。そういふふうに道路法の精神に違反する、矛盾するものは改められなければならない。あなたはお認めになるでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 具体的に一つ例をあげていただかないと、矛盾するかどうかについては、かなりこれは解釈上の問題も出てくるので、あるいは意見の相違にもなるかもしれませんで、われわれはいたしましては、道路一般法と矛盾はないと思っております。ただ一般法規で規定しておるためには、必要なる最小限度の立法措置を特別に制定して、これが実施に当ります。矛盾というのではない……

○大沢雄一君 もしあつた場合のことを私は伺っているのです……

○国務大臣(根本龍太郎君) 一般論としてもしそういう点がございませうれば、これはその意味において、道路法の一部を改正することになりましたのもその意味でございませう、それから公団の方におきまして、これは道路法そのものではございませうけれども、資金関係のためにやつたことである事実が、非常に矛盾しておるという事実が、検討しなければならん



れども、われわれはそういうふうに考へておりませんので、ちょっとわかりかねるわけでありませう。

○大沢雄一君 それでは一つ具体的に申し上げますが、もう大臣もお気づきになつておるかと思うのでございませうが、この道路法の五十三条の一項は、御承知のように、道路の改築それから指定区間の管理は「まず全額国費をもつて」これを行ふ、しかる後にその政令で定める方法によつて、これを地方団体に納付せしめるといふ大原則が規定されておるわけでありませう。この規定というものはやはり、建設大臣なり政府なりが、この地方団体に對する何といふことを考へて、まずやはり國の考へによつて改築を行ふのでありますから、従つて全額、まず國が國費をもつてやつて、そしてしかる後に、これを無理のない方法で地方団体に納付せしめる、という大原則をうたつたものと私は解するわけでありませう。

そう解釈していきまると、今回の負担金を國が先に借り入れて、そして地方団体に無関係にどんな國道の改築、指定区間の管理、こういうふうなものをしてしまつて、そしていよいよやうなしにあつたらこれを地方団体に割りつけていく。その上、利子まで勝手に、國が借り入れたものについてきまつた利子まで地方団体に持たしていく。こういうことはどうしても道路法五十三条の定めた精神と非常に私は違つてくると思う。全額まず國費をもつて行ふとあるのに、今の借入金のやり方というものは、これを借り入れてそしてやつてしまふ。しかもその

利子まで地方団体に負担させる。さらにはなほだしいのは、政府が借り入れるのは多分これは資金部資金でありませうけれども、おそらくこれは六分何厘でございませうか、六分で借りるだろうと思ひますが、地方団体にこれを交付公債で押えて、六分五厘の利子で貸す。五厘さらに利子かせぎをする。こういうことはいかにもこの道路法に定めた基本精神を無視したやり方であつて、この緊急法なり特別会計法なりのこの規定の仕方というものは、この道路法五十三条の精神に違反している。従つてこういう規定はこれは改めなければならぬというように私はまず第一に考へる。ことに利子の点、これを勝手に六分五厘で地方に全額を持たせるといふようなことを、もし政令で定めるとすれば、その政令はどうも、これは道路法の今の五十三条の精神からいつても無効じゃないか、そういうことは定められないのじゃないか、とこゝう私は思ふのであります。そういうふうな規定の仕方についてはなつておりますので、その点非常に私は疑問に思ふわけでありませう。法理の上から疑問にするわけでありませうが、さらに今の実質的な点から申しまして、どうも國が勝手に借りたその経路利子を地方団体にひつかぶせる、しかも國が六分で借りて、六分五厘で地方から取り上げる。これはどうもまことに何といひますか、非常に勝手なうだいな、もぎどろな実だにどうも合点のいかないやり方であるところ思ふわけでありませうが、大臣はこの点についてどう考へになりますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 一般道路法において規定しておりますのは、御承知のように從來は直轄工事であるのはごくわずかでございまして、原則としてこれは地方都道府県知事に建設も改築もやらしてあるわけであつて、そのうちた場合において、國の経費が都道府県に振り当てられてしかる後に実施される、こういうことを原則として今日までこの道路法が施行されてゐるわけであつて、今回は原則として、一級国道については建設大臣がみずから新築、改築ですか、これもやり、また一部については維持補修もする、こういうことになつたために、そのために必要な法律をこの緊急措置法で規定しておくとしようとなつておるわけでありませう。これはやはり先ほどの特例法にありまして、よくいふゆる補助金の特例があるならば、本来ならば大沢さんの御意見によりますれば、一般法で三分の幾らですか、これを規定して、臨時措置法で高額の負担をさせるのが、どうも一般法に矛盾してゐるから、これは無効だといふ御議論のようによつて、僕はさういふものじゃないと思ふ。やはり一般法に規定し得ないことを、特別の措置法によつて、特定の問題を解決するために、規定するといふことになりませうれば、法の体系においてその間相違がありませう。そのために無効であるとかいふやうな議論は法理論上ないのじゃないかと、この点は十分に法制局その他の方も専門的に研究していただいでできただけであります。私はさういふに解釈してあります。

その次に実質問題といつたしまして、交付公債に對する利子の問題、これはいろいろ御議論のあることも私は存じておりますが、多目的ダムの特別会計及び土地改良の特別会計において、同様な利子負担をやつておるもので、その例によつてということであるので、その旨の法律においても踏襲しておる、こういう現状でございませう。そこで第三の問題として、政令でしかる利子その他の問題を指定するといふこと、十分に利子の額、これを検討せよといふことではございませうが、これは政令で定める場合においては十分に自治庁、大蔵省と協議いたしまして、善処いたしたいと考へておる次第でございませう。

○大沢雄一君 私、大臣と議論するつもりは少しもございませうが、道路法と、臨時法の補助率を特別に上げた法律の關係は、これは補助はさらに高率にしてやうという、地方団体の利益のためにするものであつて、それは何も矛盾でも何でもない。今のはさうではない。まず全額國費で行なつて、しかる後にこれを地方に負担せよといふのが五十三条の規定なんです。その規定の精神というものは、先ほど申し上げた通りに、國が地方団体の財政と關係なく、何らの連絡なく、これはどんな行なつてしまふのでありますから、従つて地方団体の財政を圧迫することをできるだけ少くするために、まず全額國費で仕事をこなして、仕事をやつてしまつた後に地方団体から三分の一なり何なりの負担金は、これは財政が困難であるから交付公債でまず納めて、年賦割りで返していくといふ方法がとられてゐる。そういう願望までしておる中を、今のこの整備法の規定は、道路の整備が急だからといつて、これは國が借金をしておる、地方団体の分まで、後に負担金で徴する分まで借金してやつてしまふ。こういうことなのであつて、これは道路整備のためにやむを得ぬ、これは非常手段といふことに解すれば、まあそれだけは、必ずしも、だからといつてこれは規定が無効だとは言へないかもしれない。その点は私もあえて無効だといふことを断定するわけじゃない。しかしながら精神には反してゐる。いかにやこれに對して六分の利子で國は預金部から借りておきながら、六分五厘で利子を地方公共団体から巻き上げておるといふようなことは、非常に精神的におかしいじゃないか。そういう規定は、これは無効でないにしても、さういふことをやっちゃいけないのだ。だから改むべきじゃないか。だからさういふことのないように、少くとも利子は今後政令で定まるのだから、一つ利子はさういふもぎどろのことはなさらんやうにやつていただきたい。こういうことを私は申し上げておるわけであつて、私の質問はこれで終ります。

○鈴木壽君 道路關係法の中で二、三お尋ねしたいと思ひますが、ただいままでの大沢委員の質問と多少重複する点もあると思ひますけれども、あらためてお考へをお聞きしたいと思ひます。

一つは管理権の問題でございませうが、現行の道路法からしますと、今回の改正案の内容は非常に大きな変革であらうと思ひます。現在の管理権が地方団体、知事にあるそれを特定といふやうな言葉があるいはつくかもしれませんが、そういう機關においてだけ

すらともかく建設大臣が持つ、こういう問題は大きな変革であらうと思います。そこでこの管理権をどこに持たせるべきかということにつきましては、これは今さら申し上げるまでもなく、いろいろな論議があることは承知しておりますが、私、その是非について今どうのこうのということを上上げる前に、一体現在の地方団体と国の事務配分、それから地方制度のあり方、こういったことが真剣に取り上げられており、現在の府県でいいのか、あるいは地方制とすべきであるか、二、三の府県ブロック制をとるべき

か。あるいはまた単に道路の緊急整備をする必要上から、とにかくこの問題だけに限定し、この問題を切り離してお考えになったのであるか、その点を一つ。これは大きな問題であらうと思います。先ほども申しましたように、是非について今にわかに意見を申し上げることを差し控えますけれども、国、地方を通じの再検討の時期にあるこの過程において、このような大きな変革をもたらすことについての私の一つの疑問点があるわけでございますから、その点一つ大臣のお考えを聞かしていただきたい。

として、はそういう態度をとっているといふことを申し上げます。

○鈴木幕君　ただいまお答えがあります。して、考え方はわかりましたが、これは私ももちろん国の事務の機関委任事務として従来やってきたということもわかっております。ただそれがまた元へ戻るといふことが、現在の事務の配分のその姿においては、私はやっぱり一つの大きな変革であらうと、こういうふうに見えるわけでありまして、従つて大臣の答弁、道路そのものだけに限つたと、こうおっしゃられてしまへばそれまででございますけれども、

理をまかせておいていけないという考  
え方ですね、これについて私多少疑点  
を持つわけでございます。これはあと  
で具体的に、何ゆえに現在のように都  
道府県知事に持たしておくことがいけ  
ないのか、あるいは国が直接握って、  
新築改修をやって、さらに維持補修ま  
で一手に管理をしなければいけないの  
か。具体的に私はその理由をお聞きし  
たいと思うわけでございますが、考え  
るところ、私は現在のような道路、国  
道、地方道を通じて、やはり管理する  
者は、言葉は多少当るか当たらないかわ  
かりませんが、これは一元的なあるいい

の、あるいは特殊な管理を要するものはともかくとして、やはり一般的には、原則としては現在のままがよろしいのではないだろうか、こういうふうな考えるわけでございますが、特に現在の都道府県知事に持たしておいてはいけない理由、建設大臣がご持ちにならなければならぬところの具体的な理由は何であるのか、これを一つお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 建設と維持、これは相関連しなければ万全を期し得ないというような観点から、こういうふうな原則を立てたのでございませう。

査会においても一つの答申も出ていない。いろいろの議論もあり、地方制度調査会の上でだけの地方の制度を変えることでなしに、将来をいうものに移行する場合、あるいはまたかりにそういう移行を考えなくとも、現在の国、地方を通じての事務の配分のあり方からしますと、いわゆる事務の再配分という問題が当然これは検討されなければならぬ問題であると思うわけであります。そういう観点に立つてものを考えてみます場合に、一体今回道路法の一部改正によって、現在まで都道府県知事が持つておりましたところの管理権というものを、建設大臣のおさめられるということは、これは大きなこの問題の検討のさなかに重大な一石を私は投ずるものであらうと思うのです。今回の道路法の一部改正に当って、管理権を建設大臣が持つということは、今私が申し上げましたような国、地方を通ずるところの事務の再配分という観点に立つて考え、その一環として取り上げられた問題であるの

○國務大臣 根本龍太郎君）今回、道路法の一部改正によりまして、従来都道府県知事に管理権をゆだねておりましたが、これは御承知のように機関委任の形においてなされたものであるわけでございまして、本来の地方自治体の首長の持つ権限を取り上げたものではございません。御承知のように道路の管理は戦前内務省時代、官選知事時代からの慣習といえますか、現実の行為をそのままだま引き継いできておただけでございます。なお今回緊急整備計画を立てまして、国が特別会計をもってやるという場合になりますれば、やはりこれを作ってから後維持管理もその責任を持つことによつて、初めて万全を期し得るといふ、純粹のこれは道路自体の整備維持の観点に立つて、このような構想を持ち出し、これが閣議決定となつて出たのでございまして、鈴木さんが言われるように、最近問題になっている国の事務と地方自治体の事務との権限の調整、そういうような意味においてその一環として考えたのではないといふことは、明確にわれわれの方

私はこういう問題を考える場合に、やはり私全体の国、地方を通じるところの事務の再配分という、こういう観点からも一つぜひ深く検討していただくかなければならぬことじゃないだろうか、こういうふうに思うことでございまして、もしそういうふうな観点でこの問題を考えてられたのかどうかをお尋ねしたわけでございます。まあその問題はさうでなしにということでございますから、これは別のまた機会にこの問題についての論議があらうと思えますから譲りますが、今の状況からいたしまして、現在の国道、地方道を通じての状況からいたしまして、その管理の責任をどこに置くべきかというような問題、これは現実には問題として私はまた一つ考えてみたいと思うわけでございます。なるほど国道、地方道を通じて道路の悪いことは、これは大へんなことでございまして、それがゆえにこういう緊急整備の法も作っているのだと、こういう現実でございますが、だからといって現在都道府県知事に、かりに一級国道なり二級国道の管

はまあ有機的といえますか、そういう管理の方法がより具体的ではないだろうか、こういうふうにも考えるわけでございます。国道の一部分は国が、他の部分は都道府県知事が、あるいは地方道もありますが、地方道等の管理をまざまざありますから、そういう問題をやはり一つの面に、自分の区域の中の一つのそれを大きな、大きなという言葉でなしに、一元的に有機的に見ていくことが最も現実に通じたやり方ではないかと、こういうふうに通じる節があるわけでございます。それをこのようにして一部分は建設大臣が、一部分は都道府県知事かというようになるとなりますと、何かこう一本の国道についてでも管理の方式が二本建になるというような心配が私は出てくると思います。ことに維持管理の経費の問題が、これは先ほど大沢さんからもいろいろ御指摘がありました。経費の問題がからんでくる、こういうふうに思いますと、今の段階では私は新築あるいは改築の大きなもの、高度の技術を要するもの、特殊な工法を要するもの

するが、しかし今お示しのように全部が全部をやるわけじゃございませんで、ほとんど改良、舗装ができたものを一貫して維持管理する方が、国道を保存する意味においてより適當である、こういうような観点からこういう案を出したわけであります。従いまして砂利道とかそういう所は従来通り県知事に委任しております、これが完全に舗装整備されましたば、漸次国の直轄の維持管理にいたしたいと考えております。鈴木さんが言われた道路の管理は、一級国道、二級国道、地方道全部管理する、その方がより合理的だという御点もたしかにあることは事実でございますが、國が相当思い切った措置を講じて整備をするという御点から、今申し上げたような方針をとったということ、それから一級国道は原則として御承知のように延長路が長いのでございます。教府県にわたりましてこれがあるのでございますので、従来の経験からいたしますれば、具体的な例を申し上げますと、たとえば軽井沢を通じておるあの道路のごときは、

實際利用する方面は、むしろ長野県方面からの果実その他の物資が非常に多い。通過区域であるところの群馬あるいは埼玉県の方はその利用するよりも、俗な言葉でいえばむしろ利用されておる。そういう観点で維持補修の場合においても、必ずしも熱度が一律にいかないというきらいもございませう。それからよく言われることでございませうが、自動車に乗っておいて眠っていても、がたがたとすれば大てい県境だと言われるようなこともございまして、やはりそういう観点からして一級国道だけは補修維持も一貫してやることが、より管理上便利でありかつ有効であると、こういう観点からこのような改正をお願いしている次第でございます。

○鈴木壽君 これは先ほど私申しましたように、別に私この問題について一つの自分の考えを押しつけようとか、何とかいうつもりはありませんが、まあしかし今の大臣のお話の中にありましたように、たとえば県境の所が悪いとか、あるいは埼玉、群馬の道路は必ずしも埼玉、群馬の人たちが利用し利益するということではない、むしろ長野とかそういう所が多大な利益をこうむっているのだというお話でございませうが、たしかにその通りだと思ひますが、ところでたとえば県境に多く道路にでこぼこがあるという事柄、これは私、端的に金があればと国が管理する、あるいは金があれば解決する問題だと思ひます。金がないからこそこできないので、これはまああとで私今回のこの法改正に伴う国、地方の分担金の問題でも申し上げたいと思つておつた

ところですが、これは金があればこんなにあなた方が御心配するようなでございませう、あるいは管理の問題なんかについても心配しなくてもいい問題じゃないかと思ひます。で、もし具体的にどうしても国でなければいかんという理由があればお聞きしたかった。たとえばこういう場合、私はあり得ると思ひます。さつきもちょっと触れましたが、特殊な道路の、たとえば縦貫道路の開設であるとか、高速自動車道路を作るのだとか、あるいはまた作つてからの管理とか、あるいは特殊な高度の技術的な施工方法が用いられる、あるいは施設管理の方法がとられなければならない、地方団体にまかしておつたものでは、現在の地方団体の力をもってしては不可能であるというふうな場合であれば、これはその部分に限つての国が責任をもつて維持管理までやるといふことは、私わかつて思ひますが、どうもそうではないに路線が長い、他府県に通じる道路では、その区域だけの府知事の管理だけではうまくいかないというふうなことは、私ちょっと理由が薄弱ではないだらうか、こういうふうな思ひでございませう。それからこれは大沢さんの先ほどのお尋ねの中にもありました

に当る、経費の点においても、また維持管理の面におきましても、そのようなことをすると、こういうのであれば、私は筋が通ると思ひますが、この点私先ほどの御質問と重複するようございませうが、あらためて一つ大臣からお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど大沢さんの御質問にお答えしたわけでございませうが、国が直轄維持補修に当る、そうした場合には経費を全額国庫負担すべきであるという議論は、確かに理由のあることであり、そういう議論のあることはよく承知しております。しかしながら先ほど申し上げました通りに、道路というものが本来国道でありましても、現実これを利用し、かつ地方の発展に寄与することが相当大きいという観点からいたしまして、維持についてもやはりその受益者において若干の負担をするということに決してこれは何と申しますか、不合理ではない、かような考えでございませう。かような考えでございませう。その負担の率の問題につきましては、先ほど御議論のありましたごとくに、地方財政と国の財政との相対的な観点において、漸次改善していかなければならない、さように考えておる次第でございませう。

○鈴木壽君 いわゆる地元負担の問題、当然利益を受けるところの地元において、若干の負担をするべきであるというふうな考えであるようにございませう。しかし私は国が新築から管理一切を持つ、しかもそれはいわゆる現在の段階においては一般国道でございませうか、これは日本の最も大事な

幹線道路であり、いわば動脈であらうと思ひます。これは私当然国が全責任をもつて管理で行う、こういうことが私はより一そう好ましいことであらうと思ひます。そうだとすれば、そうでなしに、一部分はこう、一部分はそうじゃないというふうなところに私は何と言ひますか、現在の今出されておりますところのこれに不徹底さがあるのではないかと。将来ももちろんこれはあるいは、一級国道全部にわたつて、国が管理をするということになると思ひますが、そうした場合にはやっぱり問題は残るところは、地元の負担という問題でございませう。一体先ほど大臣も例にあげられておりましたように、埼玉とか群馬の道路が、受益者がそれ以外の者にも多くあるというふうなことからいって、単に埼玉、群馬だけに負担させることではなしに、長野まで負担させなければいけない、新潟まで負担させなければいけない、こういう問題が当然あると思ひます。一体どこに合理的な負担の区分が、埼玉、群馬、長野、新潟とか、あるいは埼玉、栃木、福島、宮城とかいうふうないくつかに、合理的な負担の区分といひますか、一体計算できるものかどうか。単に通つた自動車の台数だけではこれはもちろんだめでございませう。河川の場合には、あるいは何といひますか、ダムのような場合には、これも大臣が先ほどあげられましたように、負担をしなければいけない所がたくさんあります。しかし河川のような場合は、最近では考え方としては、何といひますか、受益者負担を逆に被害区域の一つの想定等をやつて、より合理的な地元

の受益者負担をきめようとするという動きがある。ところが道路の場合、一体こういうことが現在までやられてきておらないようございませうが、単にその土地の、その区域の人たちが利益を受ける、こういうことだけで、現在行われておりますところの地元負担という問題を簡単に割り切れないことがそこにあるのじゃないかと、こういう問題を私は根本的に考えるわけでありませう。非常にむずかしい仕事でありますけれども、今言つたようなことまでも考えなければ、この受益者負担、地元負担という問題が解決されないだらうと思ひます。私はこのように考えておるわけでございませうが、この点について大臣の考え方をまた承りたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) お示しの通りに、受益者負担、地元負担のアプローチの問題は大へんむずかしい問題でございませう。単にその通過する地方の延長だけでもいけませんし、なおまた交通量といひましたけれども、この調査は非常に時期によつても違ひいたしますので、一般的に申せば、その各府県を通ずる道路の延長並びに交通量、こういうものを基準として負担の区分をいたしたいと思つて、今これは政令の制定に当りましては、その基本的条件を十分に把握して、でき得るだけ客観的データに基づいてアプローチをいたしたいと、かように考えておる次第であります。

○鈴木壽君 私、今管理の問題やそれに伴う地元負担の問題について二、三お伺ひしたわけでありますが、私そういうことからはなして、今回のいわゆる道路整備五カ年計画というものの



が、どうもあまりに荷厄介に、まあ目標はそれはけっこうでございまいしょうが、何か十分な準備をするという用意がないのじゃないかというのを、これはあとでまた地方と国との負担の問題でも考えなければいけないと思っておったのですが、どうもそういうふうな感じがいたすわけでございます。管理権の問題についても、私先ほど言ったような、現在の状況においては少くともそういう国地方を通ずる全般の観点から、これは一つ考えなければならぬ。あるいはまた地元負担の問題にしまして、めんどろな問題がございまして、これは今後政令によってやるというふうなお話でございまして、これも、これはそういうことをはつきり、いわゆる新たな五カ年計画を立てて実施に当たっての第一年度において、これは私明瞭にしておかざるべきであると思うわけだ。何か、にわか仕事で、しかも現在の道路五カ年整備のそれはちよと三十三年度が最終年度でございまして、私は三十四年度からそういう問題を十分検討した上には、はつきりした考え方のもとに、はつきりした方針のもとに、はつきりした計画のもとに行われるべきであつたように思うわけでございまして、何かこう緊急に措置をしなければいけないと言つていながら、その緊急に措置をされるその内容がまことにどうもまだ間に合わない。これから緊急にそういうことについて一つ検討していこうというふうなふうに見られるので、あるいは私のひがみかもしませんが、何か先ほどの大沢委員との質疑応答の中からもそういうことが感じられる。もう一年最終年度の三十三年度をこのままにしておい

て、あるいはこれは工事費の量はふえても私はけっこうだと思ふ。またふやさないといけないでしようが、何かこう前提になる条件をきちんとそろえてやつていただきたかつたと思つたのですが、何かあつてやつたという感じが免れないその理由について、どうしてこの不十分なままにやらなければいけないのか、一つ大臣からお考えがあるならお聞きしたいと思ひます。

○鈴木善喜 少し悪口になつたようでも恐縮でございまして、それは、この緊急措置法の第二条にございまして、こののいゆる道路整備五カ年計画といふことについてでございまして、先ほども大沢委員お尋ねに大臣が答へられておられますが、これは実際にまできておられるのですか。それとも

○国務大臣(根本龍太郎君) 五カ年計画の全体に対する路線別、個所別、そういうふうなものは、まだこれは政府として閣議決定いたしておりません。従ひましてそういうふうなものはございせんが、一応の建設省としての構想は今考へておるのでございまして、先般建設委員会の方からもその草案でも示すようにと言われましたので、すみやかにこれは準備のでき次第、お示し申し上げたいと思ひます。

○鈴木善喜 まだ草案の域だとおっしゃるのでもございまして、これは、私、あとでお聞きする経費負担の問題とからんで基本的な計画をお示ししたくないと、地方の負担が将来どうなるかといふ問題も、何かただここの質疑応答の言葉のやりとりで終るのじゃないかと思ひます。こういう大事な、これは岸内閣なりあるいはまた大臣として、今回の三十三年度の政府の取り上げたそれとしては非常に大きな問題であらうと思ひます。私どもも、これはまた道路問題に關して早急に整備しなければならぬ、ということについて考へ方から大きな期待を持つわけでありまして、それがどうも計画もまだお示し願へない、あるいは地方の財政負担の問題もこし限り、来年はどうなるかわからぬ。あるいはこしきめ

たものよりも、もっと悪くなるかもしれないといふような懸念もあるような御発言も、さつきあつたようでございしますが、そういういたしますと私は道路計画の五カ年計画の行き過ぎは、まことに心細いような感じがするわけでございまして、はつきりその計画が示され、国と地方の経費の負担の問題まで一応計画として、将来あるいは多少変更の時期があるかもしれないが、ともかく出発の第一年度においてそういうことが示されない限り、一体どうなるのか。一年々々変つていかれても困る問題だと思ひ、特に先ほど何べんも大沢さんから御指摘があつたように、地方の負担の問題なんかで非常に大きな問題を起すだらうと思ひます。一体いつごろ、建設省の案でもよろしゅうございまして、計画を出していただけたのか、これを一つ重ねてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 道路整備五カ年計画につきましては、ただいま作業いたしております。草案程度にとどまると思ひますが、今月中には提出したいと思ひてございまして、

○鈴木善喜 今月中にお出し願へるといふことでありますから、いづれまたこの計画について、さらに計画と関連する資金の計画等についてお尋ねする機会もあらうと思ひますが、とりあえず今出されておりますところの法案関係で、経費負担の問題の一、二についてお聞きしたいと思ひます。

この整備緊急措置法の第四条、第五条で、国と地方公共団体との経費の負担の割合、あるいは額等についての定めがなされておりますが、問題なのは、やはり私先ほど大沢委員が指摘されま

したように、三十三年度限りといふことにあると思ひます。大臣の御説明でございまして、大蔵省と自治庁との間の話し合いがつかない、こういうことではございまして、一体こしこにきめられてあることについても、私は問題があると思ひますが、第五条にきめられてゐる国の負担分、従つて地方の負担分、こういうものと、現在三十四年度以降考えられるものが一体これより上回るのか、下回るのか、こういうことについても全然話し合いができておらないわけですか。これはどうでしょう。自治庁の方からお聞きしたいと思ひますが、大臣、そこら辺のことについてはまだ十分大臣の方まで話し合ひの結果について上つてきてい

○国務大臣(根本龍太郎君) 道路が御承知のように非常に梗塞状態にございまして、日本の産業あるいは経済全体の発展の隘路になつておる。こういうことでぜひこれは緊急の整備をしなければならぬといふ、これは与野党を通じ、かつ一般国民の強い要望でございまして、それでこたえて、このような整備計画を立てたのでございまして、御指摘のように負担率の問題、あるいはそれに關連する若干の問題が、必ずしも完全なる措置がとられていないといふ御指摘の点については、われわれも十分に今後の問題として善処しなければならぬと思ひますが、やはりこういう現実、一年々々の従来の計画ではとうてい間に合わない、一日もすみやかにこの問題を解決するために一歩を踏み出さなければならぬ、という現実の必要に迫られてやつたわけでございまして、御指摘のように、必ずしもこれが一切の整備計画のために必要な基礎条件が完備しておるといふほど、私は強弁はいたしません、いづれにいたしましても、早急にこの問題を取り上げ、御指摘になられました点は、漸次に解決いたして参りたい、このように考へておる次第でございまして、

たものよりも、もっと悪くなるかもしれないといふような懸念もあるような御発言も、さつきあつたようでございしますが、そういういたしますと私は道路計画の五カ年計画の行き過ぎは、まことに心細いような感じがするわけでございまして、はつきりその計画が示され、国と地方の経費の負担の問題まで一応計画として、将来あるいは多少変更の時期があるかもしれないが、ともかく出発の第一年度においてそういうことが示されない限り、一体どうなるのか。一年々々変つていかれても困る問題だと思ひ、特に先ほど何べんも大沢さんから御指摘があつたように、地方の負担の問題なんかで非常に大きな問題を起すだらうと思ひます。一体いつごろ、建設省の案でもよろしゅうございまして、計画を出していただけたのか、これを一つ重ねてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 道路整備五カ年計画につきましては、ただいま作業いたしております。草案程度にとどまると思ひますが、今月中には提出したいと思ひてございまして、

○鈴木善喜 今月中にお出し願へるといふことでありますから、いづれまたこの計画について、さらに計画と関連する資金の計画等についてお尋ねする機会もあらうと思ひますが、とりあえず今出されておりますところの法案関係で、経費負担の問題の一、二についてお聞きしたいと思ひます。

この整備緊急措置法の第四条、第五条で、国と地方公共団体との経費の負担の割合、あるいは額等についての定めがなされておりますが、問題なのは、やはり私先ほど大沢委員が指摘されま

もこの道路の緊急整備の必要性は十分に認識しておりまして、従いまして政府として重要施策として取り上げた以上、地方財政を全然考慮に入れず、国の財政だけで負担率並びに補助金の率を一方的にきめるということはありません。さように思っていますので、私は今後地方自治の立場と大蔵省の立場が、その一点において道路整備を円滑に実施するという立場において、意見の一致は当然なされるものと考えておる次第であります。

○鈴木善郎 これは非常に大事をとったという大臣のお答えでございます。ただしかし先ほど申しましたように、大事をとることはけっこうでございますし、そうなければならぬと思うのでございますが、計画もまだない。それから国と地方との経費負担の問題もまだはっきりしないということでは、私ちょっと心細いのではないかと、いうことを再び繰り返したいわけですね。なるほど地方財政の状況はつきりしないというところは、これは大臣の立場からは、そういうふうにおっしゃっていただかないと思ひます。しかし大蔵省なり自治庁との間に、そういうことに対する見通しというものはなければならぬと思うのです。今回たとえば交付税の率が引き上げられる、一・五%引き上げられるということ、こういうことで一応現段階においては地方財政の大きな柱ともいえるべき交付税の問題が解決し、ただ、たとえば税の自然増収がどの程度まで出てくるか、あるいは今後の行政水準の引き上げをどの程度に見ていくかというような問題があるとしても、私は、現段階においては、しかもこういう大きな

計画を立てるにおいては、一通りの見通しをつけて、将来多少の手直しはあるにいたしてしましても、すっきりした形においてここに示されなければならぬと思う。何とか臨時法に——これはもちろん法律でございましてはございませうけれども、しかし、新たな観点で、新たな五カ年計画を立ててになる。それに基いて国と地方の分担率も定めるといふ、こういう大きな計画でございまして、一応の私はここに線がでてしかるべきであつたと思ふ。繰り返して申し上げますけれども、先ほどのお答えの中には、何か来年から逆戻りするような不安な感じがするような大臣のお答えがありましたが、そういうことでは、私たちは安心してこの計画についていかれぬと思ふ。とするならば、この道路五カ年計画というものは、ほとんど絵にかいたもちになつてしまふのじゃないか。国の支出はあるかもしれないけれども、それに対応するだけの地方の負担がでないと、こういうことになる、結果は非常に残念なことになるだらうという、こういう心配から、やはりこの段階において一応の見通しをつけて、地方に負担をさせるにしても不安を抱かない形において、そして、できるだけ地方財政の現況を見きわめた上で、そういう一つの計画が示されなければならぬと思ふわけでございます。どうも、何か行き当たりばったりのような感じを持つわけですが、どうでしょう、ことしよりは悪くなるというふうなことはないでございませうか。これは妙な話ですけども、大臣どうでしょう。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど以来、いろいろと御追及がございするが、道路整備の総体の計画、その構想については一致しておるわけでございます。問題は、これは主管は建設省所管の法律ではございますが、これは政府の一致した方策であり、従つて、これが実現に当りまして、地方財政の観点でこれが実施ができないというようなものを、閣議で決定するわけには参りません。従いまして、三十三年度については、現行の臨時法に基いて——臨時法と申しますか、財源に関する特別措置法によつて——きめられておりますが、三十四年度までには、これは必ずこの整備計画を実施するに十分にして、決して不都合を来たさないという財源措置並びにそれに伴うところの分担率に補助金が規定されるものと、かように私は信じておるのでございます。自治庁においても、この問題を決定するに当りまして、地方財政がこれではついていけないというところを、そのまゝ懸つておることは、ないはずでございまして、その点は、先ほど繰り返して申し上げたごとくに、政府一体の意見として、三十四年度予算編成までには、完全に私は意見の一致を見るものと信じておる次第でございします。

○鈴木善郎 全体を通じて、どうも私は、くどいようでございしますけれども、何か将来に対する確固たる見通しというものが立て、少くとも現段階におけるところのそういう見通しの上に立つて、計画が立てられないことを、きわめて遺憾に思ふわけでございます。大臣も重ねて申されるように、地方財政の状況を勘案をして、これから決して過大な負担をかけたらない

は不可能なような負担をして、この計画が計画倒れにならないようにしたいと、こういうことなんです。ところが、この線は出てる。しかもこの道路整備五カ年計画の作成に当つて、特に要望みたいなことになりまして、地方負担というものを非常に大事に考えない、結局計画倒れになるのじゃないかという大臣の心配の通りの心配を持つわけなんです。例を申しますと、先ほど大蔵省の方から地方財政はやや好転をきたした、あるいはまた大臣もそのようなことをおっしゃつておりました。なるほど好転したように見えます。しかし、好転したということからは、将来好転するであらうという、あるいは第一歩を踏み出したといえるかもしれないけれども、それはきわめてまだ不安定な状態においてそういうことが言えると思ふのです。ただ、今までのように、赤字の累積がだんだん大きくなって、にっちもさっちもいかなないというああいうことは避け得られるでございませう。その限りにおいては、好転に第一歩を踏み出したと、こゝろで言えるのでございしますが、これは手放しに安心のできる状態にないのです。ですから、こういう計画を立てる場合には、いかにして地方負担の問題をそういう面から検討して考へていくかというところは、私は非常に大きな問題であつたと思ふのです。この道路計画を見まして、国の道路予算の内訳を見ますと、これはもうほとんど九〇%以上がガソリン税等によるいわゆる特定財源がここに用意されておる。一般財源というのはわずかに十数億なんです。ところが、地方の道

路予算を見ますと、これはまるっきり逆なような格好になつて、その率そのものが逆だという意味じゃございませうけれども、いわゆるそういう安定した特定財源にたよるといふようなことができない。一般財源の持ち出しが非常に多いのです。この問題を一つぜひ私はあなたの方の、計画を立てられる建設省に十分考えていただきたいと思ふのです。そうでないと、いろいろな問題が起る。たとえば昭和三十一年度の決算が、昨年の暮れあたり大体出そろつておりますが、それを見まして、道路ばかりじゃありません。そのほかの問題もございしますけれども、投資的な経費は、三十一年度におきましては三千六百八十三億でございします。二十九年度は三千七百九億、三十年度は三千二百四十三億、三十一年度になつてもまだ二十九年度のレベルに達していません。特にこれは現在の都道府県なり赤字団体の場合は、もつとひどいダウンをしております。これは正確にいったらあるいは災害の有無といううなものも当然入つてくるだらうと思ひますが、しかし、そういうものを一応頭の中に入れたにしても、これは、昭和二十九年度の投資的な経費の使い方というものは、一体あれで、いわゆる地方の行政水準を維持するためにいいの悪いのかというところは、これはやはり検討を要する問題があると思ふ。あれでいいとはだれも思ひません。そのレベルにすらまだ達しておらない現状でございします。したくとも金がないためにできない今の地方団体の状況でございしますから、このような大きな五カ年間に九千億も要する、しかも地方負

担当が、単独事業の中には千九百億、その他のいろいろな地元の負担という形において、相当な額を地方が負担をしなければならぬというような計画を立てる場合には、もつと私は地方財政に対する配慮が払われてしかるべきであらうと思ひます。そういう観点に立て、実は先ほどからお聞きするのでもございますが、来年からとか再来年とかいうようなことで、計画そのものにおいてあまりお急ぎになつたせいか、どうもびしりとそこまでの見通しを立てた計画でなくて、われわれを来に将来に対する不安にかり立てるようなごう案をお示しになつておることは、私は非常に残念だと思ひます。これは大臣を、私、憂なことでございますけれども、近しい気持で、ぜひぜひものを言うのでございませうが、どうもにわかになんかあれで、一体将来をどうするかという心配があるわけなのでございませうが、これは今後の、たとえば来年度の地方と国の負担分についての法律を作る場合にも、大臣もはつきり申されておりますけれども、これは、できるだけ一つ、地方財政の現状から、将来の一応の見通しを立てて、不安のないような、しかも目的が十分達せられるような、そういう計画を立てなければならぬと思ひうけでございますが、重ねて大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、特に建設省といたしましては、問題は、この計画量を円滑に実施するというのが問題でございまして、そのためには、繰り返して申し上げますが、地方財政がどうしてもこれを受け入れることができないというよ

うなものであつてはどうにもなりません。単に道路整備事業が国の経費だけでやるわけではございせんので、その点は、特に御心配になつておる地方財政とどうバランスをとつて、しかもなおかつこれが実行できるかという点にありまして、先ほど申し上げました通り、最善の努力を以てしまして、自治庁並びに大蔵省に十分に了解を得ていただいて、この遂行に万全を期したいと考えておる次第でございませう。

○鈴木壽君 これは後日でございませうが、さっきの整備計画をい出しながら、現段階において予想しますところの三十四年度から三十七年度までの地方負担の問題を、建設省の立場から御検討をいたした数字を、一つ資料として私はいただきたいと思ひます。今後、あなた方が計画し遂行されようとするそういう事業量に、対応する地方団体の負担が、一体どうなるのか、これは一つあなた方の立場において御検討した数字をお示しいただきたい、これをお願いしておきます。

私は、現在までの五カ年計画において、臨時法その他によつて現在までできておるわけでございますが、これにおいて地方の負担というものは、相当過重であつたと思ひます。もし先ほど自治庁の小林局長の言うように、今後の計画において年間百五十億、五カ年間六百億程度のさらに持ち出しをし、いわゆる負担増をしなればならぬというふうなことになるかと、これは大へんな負担問題だと思ひます。従つて、そういう観点から補助率等の問題、地元負担等の問題は、私は、十分これは検討されなければならぬ問題であると思ひますが、そういう意味におきまして必要な一つの考へ方の資料として、今のことをお願いしたいわけではございませう。

それから第四條の問題でございませうが、「負担金に係る政令で定める利息があるときはその利息の額を合算した額を」と云々、こういうこともございませう。そこで、これは先ほど大沢さんからいろいろお尋ねがございませうが、一体どういふこと、私は、もうすでにこういう法律の中には示されていなければいけないことだと思ひます。政令にゆだねなければならぬ理由について、これはあるいは事務的なことも、そこへんの事情をお聞きしたい。

それからいふ一つ、借入金とどこからどういふ条件で借りて、どういふ条件をつけて地方に負担させるのか、これを一つ具体的に、現在考えられておる——いろいろまあ私も伝えられておるところを聞いておりますが、はつきり一つこれは建設省あるいは大蔵省になるのかどつちかわかりませんが、いづれからでもけつこうでございませうが、はつきりお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松永壽君) 「政令で定める」といふ文言を入れましたのは、土地改良、それからダム特別会計について行なつたと同じような趣旨で、政令にゆだねた次第であります。で、地方からの特別会計が借り入れる資金は、資金運用部特別会計からの借り入れを予定しております。で、その借り入れの利子は六分、それから地方に対して地方負担分の利子は六分五厘ということに

予定しておりますが、これもダム法に準じた考え方でやっております。

○鈴木壽君 ダム法をききに例としておっしゃられるのですが、私、何べんも申し上げるのですが、今、道路整備五カ年計画というものは、非常に大きな意義を持つものだと思うので、そのために緊急措置法も作りますしね、そういう観点で、これはもちろん他の法律と全然無関係に、でたらめなものを作つていいとは思ひませうが、少くともそういういわば岸内閣における画期的な一つの政策でございませうから、大臣としても非常な熱意を持っておられる仕事でございませうから、そういうことに対して、やはり一つ、それに即応するようなことを、もう当初においてはつきりさせるべきであると思ひます。しかし、そのことはまあその程度にいたしますが、六分五厘のものを六分五厘、いわば五厘のさやを取る、これは一体どういふ考え方でございませうか、少しその点をお聞きしたいと思ひます。

それからいふ一つ、これはまあ大沢さんと重複するようなことでございませうが、一体その借入金に対する利子の取り方でございませうが、借入金は五十億九千九百五十万円でございませう。予算書を見ますとそういうふうになつております。これは地方負担分として借りるというふうなことに、あなた方はお考えなうだし、言つておられるようにございませうが、一体、この道路法なりあるいはこの緊急措置法なりから、そういうことがどこで読みとれるのか、これを一つお示しをいただきたい。あるいは全工費の一部として、五十一億九千九百五十万円を借り入れるの

か、はつきり法文的に、条文の上から地方負担分として借り入れるのか、その点一つ、はつきりした条文の上から、どこでそういうふうなことが読みとれるのか、一つお聞きしたいと思ひます。

○説明員(松永壽君) 前段の六分五厘と六分の違いでございませうが、これは、現在特別会計が、資金運用部から借り入れる際は六分、それから公共団体に對する直轄事業の交付公債の利子は六分五厘ということ、道路法のみにならず、ダムその他公共事業全体が、こういう取扱ひになつておりますので、その権衡から六分五厘の利率を交付公債につける、こういう措置になつております。

○政府委員(富樫一君) 直轄事業に對します地方負担金の借り入れにつきましましては、道路整備特別会計法案の第十條で規定いたしております。第十條には、「この会計において、道路整備事業に要する費用のうち地方負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ、これによりまして、借り入れをいたしてはいるわけでありませう。

○鈴木壽君 松永さんのお答えの六分五厘で借り入れた六分五厘にするのは、ダムの会計の場合、あるいは交付公債の場合と同じようにしたのだと、こういうことではございませうが、そういう考えが、私がしばしば申し上げましたように、今回の、ほんとうに、こういういわば画期的な仕事をなさうとする場合の、地方に対する思いやりといひますか、考慮といひますか、そういうこ

とに、私は欠けるところがあるのじゃないかというのを考えるわけでございます。さらに、今回のこの地方負担分の、地方での納め方、これは、交付公債と全く同じ形式なんですか。その点をあらためて一つずつお聞きいたします。交付公債と全く同じような、たとえば三年据え置き十年で納めるのだ、こういう形式なのか。あるいは今回はそれとは違う形式なのか。その点一つどうです。

○説明員(松永勇君) 交付公債と同じように、三年据え置き十年で償還という事になっております。

○鈴木壽君 それははっきりそうですね。そうですか。その点は、ではわかりました。

そこで、私今申しましたうちの初めの方ですが、何か従来の例とか、いろいろこういうことでやって、他にいろいろな地方負担分が大きくなることは、これは先ほど何べんも申し上げた通りですが、そういうこととの関連において、私は六分で借たものは六分でもいいのじゃないかと、ここでどうしてもその五厘がなければいけない理由が、他にただほかの方の例としてではなく、どうしても五厘がなければならぬということなのか、その点一つ。

いま一つは、これは私考え方として、この際、利子等をまるまる地方に負担させることはどうか、こういう一つの考え方をするわけなんです。と申しますのは、なるほど内容としては地方の負担分を借り入れるというようにすることになっておるわけでございますけれども、これは考えようによっては、全体の工事をするための一つの借入金であり、それがたまたま地方の負担になる

のだ、こういう考え方も、私は出てくるのじゃないかと思うのです。全体の仕事をするために借りて、地方がたまたまその額と見合う額だから地方に全部その利子まで負担させなければいけないというようにすることも、ちょっとどうかと思われぬ節があるのですが、その点、地方に、前もってこういう金を借りて、これだけの利子を払ってもらうからというようにすることで、十分なる話し合いの結論を得てからにいたしませんか。その点どうでしょう。

○説明員(松永勇君) この特別会計を作りましたのは、道路事業の整備を大いに促進しようということから、この特別会計を作ったわけでございまして、特別会計にいたします際に、この地方負担に相当するものの借り入れ

というものは、先ほど申しました特別会計法の十條にはっきりし、その計算もはっきり出て参るのでございまして、それで、その分としてこれを借りるということになりますので、特別会計を作るということは、同時に経理を明確化するということにも役立っているわけでございまして、その際に、地方負担分として借りたものを、地方がその利子を持つということとは、経理を明確化するということからも当然出てくる。ダムの場合について申し上げますと、御承知のように、ダムは国と地方とそれから電気業者の三者の資金が集まって特別会計に入って参るわけでありまして、それでもって多目的ダムを作ります、こういうことになるわけでございますが、ダムの場合にも、地方負担分についてのみ資金運用部からの借り入れを行う、電気事業者の資金につきま

しては、国の場合と同様に、この特別会計に現金でもって繰り入れる、かようにしている次第でございまして。従つて、もしこの地方負担分の利子を、これを他に負担させるということになりますれば、電気業者にもこの利子を負担させなければならぬということになるわけでございしますが、これは、電気業者としても、当然自分は現金でもって払い込んである、自分の負担分は払い込んである、それに利子を負担するということとは不合理だということとは、当然予想されるわけでございまして、ダムの地方負担分は、その利子につきましては地方公共団体が負担する、こういう措置をとった次第でございまして。

○鈴木壽君 もう一つお聞きした五厘の、それはどうしても地方に持たせなければいけないという、何か、たとえばいろいろ借りたり貸したり何かする間に五厘の所要経費がかかるのだ、こういうことなんですか。それとも、ただダムの場合にも六分五厘、交付公債の場合にも六分五厘だから六分五厘にする、こういうことなんですか、その点。

○説明員(松永勇君) 先ほど申し上げましたように、金利というものは一般の金利水準というものがございまして、特に全体の体系を考えながら金利というものがきめられておるわけでございまして。地方公共団体が交付公債でもって納める場合の金利というものは、これは道路のみならず、現在の公共事業全般につきまして六分五厘ということにきめられておりました。特に道路についてのみこれを下げるといふことは、他との均衡から、金利水準全体の問題として不適当である、かように

に考えております。借り入れる方は、特別会計が資金運用部から借りるといふ場合には、これは現在六分というところで金利水準がきめられておるわけでございまして、その差額の五厘というものは、この特別会計の諸般の財源にもし得るといふことで、若干のそこのに金利差額がある、かようにいたして

○鈴木壽君 これは金利の水準のあることも私承知しております。しかし、何べんも申し上げますように、ほんとうにこういう仕事をする場合に、これはあれでしょう、五十一億九千五百万円の借り入れをする、これは利子だつて、たつた五厘のところだつて相当なものですよ。これは地方団体にとつては必ずしも小さい額ではないのです。もし許されるならば、この点なんかもやはり考えてもいいのじゃないか、だからその間にあなた方が、あなた方といひますか、その特別会計においてどうしても五厘の経費が要るのだ、これならわかります。それでなかつたら、何か別の方法を講じて、六分どころから金を借りるなら、地方団体が六分

で借りて、そのまま納めるといふ手も私はあると思うのです。だから、そういう点について、どうも私は地方団体に對する思いやりといひますか、苦しみの今の財政をかかえておられますところのそういう団体に対する措置として、私は、私は納得しかねる、たかや五厘でございまして、額はあるいは大したことでないとおっしゃるかもしれませんが、地方団体にとつては、これは一厘でも二厘でも安い方がいいのです。そういう場合でありますから、ダムの方はこうだし、あるいは他の交

付公債の場合はこうだから、その間に五厘の、私は言葉は悪いですが、さやみいたいのものがあつていい、こういうふうにおっしゃられると、何か別の方法を考えて、五厘のさやがなくていいような方法で特別会計へ地方が入れような方法も、私は考えていいのじゃないか、こういうことが私の考えの底にあるわけなんです。何かうまいそういうふうなことが考えられなかつたのでしょか。何かここに政府が一つのさやを取つておるといううやな、言葉は悪いのですが、そういう感じを受けるわけなんです、この点重ねてい

○説明員(松永勇君) 先ほど申し上げましたように、金利水準というものを、思いつきと申し上げては失礼でございますが、個々の場合に必ずしもこうすることは、これは一般の金利水準に及ぼす影響も甚大でございまして、国としましては、特別会計が資金運用部から借りる場合は現在六分、それから地方公共団体からの交付公債で取る場合には、六分五厘というふうに、一定しましてやつておるわけでございまして、特に道路の場合には、土地改良の場合にはどうか、あるいは河川の場合にはどうか、ダムの場合はどうかというように、それぞれによつて区分するということも合理的な根拠に乏しいわけ

でございまして、一般の金利水準ということから、さようにきめておる次第でございまして。

○鈴木壽君 先ほど五十年計画そのものあるいはまた五十年計画の遂行に伴つての地方の負担の見直し等についての資料を要求しておりますから、いずれ今の問題なり、他にもいろいろ

お聞きしたいこともございますけれど、今後、そういうものが出てから一つまたあらためてお尋ねをしたいと思ひますので、今日は、この程度にして終りという……。

○加瀬亮君 今までの御説明を承わっておりますと、一級国道あるいは二級国道は、従来は都道府県知事に管理権があった。それを、このたびは特に一級国道の新設、改築あるいは管理等の権限については、建設大臣に移すのだ、このように了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほどお答えした通り、一級国道については建設、補修維持、これをやる原則でありまして、区間をきめて、漸次拡大していく、二級国道並びに地方主要道路については、従前通り府県の知事に管理していただく、こう考えております。

○加瀬亮君 そうすると、一級国道の管理権というのは建設大臣、一級国道の管理の事務については、これは建設省の固有事務と、このように了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(富樫一君) 先ほど大臣が申されましたように、一級国道の新設、改築につきましては、これは原則的に建設大臣といたしたわけでございます。それから維持修繕その他の管理につきましましては、区間を定めまして、その区間の中におきましては、建設大臣が管理すると、こう改めたわけでございます。従いまして、この部分につきましては、建設省の固有の事務になります。

○加瀬亮君 自治庁に伺いますがこのようにはっきりした国の固有事務で、地方が経費を負担するということが、

法律的に一体原則として成り立つか、その点の一つ。もう一つは、国の固有事務というはっきりした形のもの、地方が経費を負担しているという類例が、他にたくさんあるか、その点お答えをいただきます。

○政府委員(小林興三君) 国が行う事務につきまして、地方が負担することにつきましては、財政法にも一つの原則が掲げられておりまして、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、法律が政令で特別の規定がなければ、国は地方に負担させることができない、こういうふうな趣旨がありまして、そうしてまた特定の事務を列挙いたしております。それでございまして、この規定の上から見ますと、法律または政令で負担関係を定めれば定め得る。定め得るという仕組みにはなっております。

○加瀬亮君 定め得るというのは、無制限に法律で定めれば、あるいは政令で決定すれば、負担義務が地方に生ずるということではなくて、原則としては固有事務の権限の所在に負担の義務が当然ある、こういう前提に立っております。解すべきだと思ふのですよ、この点はどうですか。

○政府委員(小林興三君) これは今お話しした通り、本来国の事務なら国が負担するし、地方の事務なら地方が負担するというのが建前で、ただ、それぞれ地方にも受益等があれば、それはある程度法律や政令で、地方の負担関係も規定し得る、こういう趣旨だろうと思ひます。

○加瀬亮君 そこで、そういう点が一つと、それから結局この法律のねら

ているところは、道路行政を現状よりもはるかに強い線に推進しようということでございますから、道路行政の効率をさらに上げるためには、一体どういう方法をとったらいいであらうという問題が当然生じてくる。そういう観点から、今のような法案の内容のようないかという議論も、今まで出たように、出てくると思う。そこで私は伺いたいのは、現在の道路現況でござい

ますが、国道それから府県道、都道府県道ですね、市町村道までは入れないにしても、この国道と都道府県道の総延長、それから未改修キロ数、こういうものはどのようになっておりますか。

○政府委員(富樫一君) 道路種別ごとの実延長、それから改良済み延長、舗装済み延長を申し上げます。

一級国道の実延長は九千二百七十七キロでございまして、改良済みが四千四百六十八キロ、舗装済みが二千五百五十二キロ。ついでに未改良の延長を申し上げますと、四千七百四十九キロでございます。それから二級国道につきましましては、実延長が一万四千九百三十三キロ、改良済みが三千九百八十一キロ、それから舗装済みが千六百五十五キロ、未改良延長が一万九百三十二キロでございます。

それから主要地方道と都道府県道とを合せて申し上げますが、合せまして、実延長が十二万五千六百六十一キロ、改良済みが二万五千六百三十七キロ、舗装済みが五千七百五十五キロ、未改良延長が九万四千九百二十四キロでございます。これを全体合計いたしまして申し上げますと、実延長が十四万四千六百九

十一キロ、改良済みが三万四千八十六キロ、舗装済みが九千九百七十七キロ、未改良延長が十一万六千五百五十五キロでございます。

この調べは、三十一年三月三十一日現在でございます。

○加瀬亮君 今度の道路計画は、建設省としては、単に一級、二級国道だけではなくて、いわゆる都道府県あるいは市町村道も含めた主要道路までの改修計画というものを、一応前提として考えられておるのでしゅうね。

○政府委員(富樫一君) この五カ年計画では、一級国道のみならず、都道府県道に至るまでの計画を立てるわけでございます。一級国道につきましましては、三十三年度から七カ年で完成するように、この五カ年計画の中にも織り込みたいと考えてございます。

○加瀬亮君 二つの点を伺いたいのですが、とにかく特に地方道になりますと、二十万五千六百六十一キロのうち九万四千幾らという十キロに近しいものが未改修道路になっておるわけでございます。で、この未改修道路というのは、三年、四年未改修ということではなくて、十数年の間捨てられておる道路というものは相当あると思ふ。戦争を前後といたしまして、財政なりあるいはいろいろの条件で、地方の道路というのはほとんど顧みられなかった。特殊な軍関係の道路を除きましては、ほとんど道路というものは顧みられなかった、こういう状態にあると思ふのです。これを改修する責任というものは、一体地方だけにのべてできるものかどうかという点の一つ。

しかも財政状態は御存じの通り、そこで今度の計画のような形で地方に一部負担をさせなければ、一級、二級国道までも改修できないというようなやり方で、ほんとうの意味の計画が有効に推進されるか、こういう点はどういうに御検討の上に、新しい計画をお立てになったのでしょうか。

○政府委員(富樫一君) 二級国道以下につきましては、この五カ年計画にも相当重点を入れておりまして、その重点の置き方は、道路の種類で多少変つて参りますが、いずれも三十二年度の規模に比較いたしますと、六〇%程度ずつ、毎年よけいにやれる計画になるように予想いたしております。そこで都道府県道、一般の県道につきましましては、お話のように改良率が非常に悪くて、未改良率が高いわけでありまして、これらの道路のうち、幹線になるものにつきましては、五カ年計画に入れます。で、国が補助いたしまして整備を促進いたすと考えてございます。

○加瀬亮君 大蔵省に伺いますが、こういう特に地方の道路現況になっておつて、その道路現況の改修には、相当従来より地方の経費負担が増大されるという現況をお認めの上で、さっきのようなお話の筋で、地方の負担分というものをのべておきになったのでしょうか。

○説明員(松永勇君) 先ほど申し述べましたように、三十三年度までは現行の補助率、負担率でいくということ、は、はっきりいたします。三十四年度以降につきましては、これはガソリン税、軽油引取税も交通の伸びに従いまして、相当増加してくるということが予測されます。なお、それで不足な



の、いわゆる一般財源というもののつきましても、地方の財政もだんだんよくなつてきておる、そういう状況が三十四年度以降どういふふうに見えてくるか、これは道路のみならず、一般公共事業全体についての補助率、負担率をどうするかという地方と中央の財源のあり方という問題の一環として、その際に検討したいというところとでございまして、今補助率を引き下げて十分だとか、あるいは引き上げてべきだということを、この段階において決定するには十分でない、特にこの五カ年計画というものは、この法案が通りました上で、建設省の原案を基礎に専門家あるいは各省等の御意見も聞いて、十分に審議した上で、りっぱな道路整備計画を作りたい、その作り方によりまして、また直轄をどうするか、あるいは補助をどのくらいにするかというその割合から、一級国道、地方道の割合というものが具体的にきまらないと、正確には全体の地方の負担の金額というものが出て参らないわけでありまして、そういう点を十分検討した上で、事業費の面から、他方は地方財政の状況を考へて、決定いたしたい、かように考へております。

○加瀬亮君 それは私は非常におかしいと思つた、話が逆だと思つたのです。未改修道路がどれだけあつて、そのうち改修しなければならぬものがどれだけとか、あるいは舗装しなければならぬものがどれだけという計画量といふものは、事業費の内容といふものはつきりして、そうすると、総体としての経費がこれだけかかる、国の持ち出し分がこれだけで、地方の負担分がこれだけと、こういうもの

のが積み重なつてきて、三年計画でこれだけできる、あるいは五年計画でこれだけできるというところで、年次計画というものが立つべきだと思ふんです、年次計画をするというのを法律で定めておいて、それで事業量をその中に適当に織り込んで、しかも地方財政の負担に依つて事業を進めていくんだというこゝになれば、その五カ年計画なり何年計画なりというものは、全くの空なものであらう、現在の未改修道路を何パーセント改修するというこゝにはならない、そんなものさめ方というものはないと思ふ、建設省もそういう考へ方ですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 建設省といたしましては、現在の道路の現況と、それから輸送の増進の状況、こういうものから勘案いたしまして、さらに経済の今後の伸び、従いましてこれに伴うところの輸送量の増進等、こういうものを勘案して、道路種別に大體どの程度まで整備しなければ、日本の経済基盤の確立に資することができないではないか、こういう観点から、実は計画いたしておるのでございまして、これに基いて必要な経費の大体の概要がわかるわけでありまして、しかしながら、一面においては、これを実施する場合、国並びに地方自治体があるかといふことによつて、これは策定されなければならぬと思ひます。そこで、先ほど来いろいろ御議論になりました、そういうものをすつかりきめられてからこれをやるべきではないかといふような御見解もございまして、しかしながら、それには非常に時間が

道路整備に着手しなければならぬといふこととちよつとズレがきますので、そこで、全体としての経済の発展の伸び、その他から勘案いたしまして、総括として五カ年間に地方も合せて九千億程度の国並びに地方の総投資額は可能である、こういう概定をしたので、それに基づいて、今度はその種別あるいは区間の計画を立てていくというこゝで、必ずしも皆さん方の意見とは一致しないかもしれませんが、これは一致しないけれども非常に交錯して問題を取り上げておる政治的な態度としては、これもまたやむを得ないし、またこうでもしないと、結局なかなか進まないといふのが偽らざる私の心境で、そのために踏み切つたといふような次第でございまして。

○加瀬亮君 道路計画が、この法律を先に通して、あとで計画量その他をきめるといふことではない、ブレーキがかかるようなお話ですけれども、道路計画は、この前の年次計画で進んでおると思ふんです、三十三年度の計画も、先ほどからの御説明で、この前の計画でやりになるというこゝで、それから、その限りにおいては支障がない、しかし、新しい今問題になつておる法律が通れば、もつとそれにプラスされるというこゝにはあり得ても、非常にこれを過ぎなければならぬと思ひます。問題は、今までの年次計画といふものを新しい計画に切りかえようとするならば、それまでの間に当然この法律の出る前提として、その計画量といふものが提示されて、これだけの計画量を何年計画でやるんだと、で経費の負担分はこういふあんばいになれば

計画が可能だといふ筋合が、大筋として説明されなければおかしいと思ふ、どう考へたつて、で、そのことは、議論がましくなりますから差し控えます。

それならば、もう一つ突つ込んで開きますが、今度の新しい計画で、この地方の主要道路の未改修分というものを、どれだけ地方に改修させようといふふうに考へられておるのか、それとも一、二級国道の整備というものの重点を置いて、それに地方同様の財政力をも集中しようといふお考へなのか、この点はどうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 基本的な態勢をいたしましては、最近の道路輸送が非常に長距離輸送で、しかもまた大型のバス並びにトラックが盛んに使われる、従いまして、従来の日本の道路の規模並びに構造では、とうてい間に合わない、こういう観点からしまして、これを整備するとなれば、どうしてもこれは一級国道並びに二級国道、地方主要道路というふうな順位になると思ひます。しかしながら、現実には実施するものにつきましては、この一級国道と地方主要道路とのバランスがとれないと、これはまた経済的な発展の基礎にはならないと、こういう意味において、この点は調整のとれた道路網計画を考へていられるのでありますが、具体的には、道路局長から一応の構想を申し上げさせていただきます。

○加瀬亮君 大臣の御説明で、その点はわかりましたがね。それならば、経費の負担区分として、一級国道の管理権が建設大臣に全然移つてしまつたといふことならば、一級国道は全部経費を国が持つ、それで一級国道の負担分

に見合うものは、地方二級国道なりあるいは主要道路に地方の費用というものをかけるというこゝの方が、今、大臣の御説明の筋から言へば、両方の道路がよくなるという形がとれてくると思ふのです。その点、管理権は国が持つていて、経費の負担だけ地方にいく、しかも、そのうち主要道路はお前の手でやれと言つたつて、それだけの財政力がないのは御存じの通りです。これでは、道路計画全体にそごを来たすのではないかという点を心配するのですが、こういう点は、御議論にはならなかつたのですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 新設、改修は国で直轄で全額でやるわけでございます。従来もこれは御承知のように、大部分といふものは、地方へ政府の方から資金を流しましてやつておりましたから、この新設、改修についても地方が相当の負担をしておたわけでございます。なおまた補修につきましては、ほとんど全額維持については、従来は全額地方が負担しておたわけでございます、それを今度直轄するところについては二分の一まで、今年に限つて三分の一が負担する、こういうことになりましたので、理想的に言いますれば、御指摘の通り、国が直轄、維持、管理するならば、すべての費用を国が持ちまして、今までの地方が負担しておた部分は、全部地方道路の新設あるいは整備に充てるのが理想でございますが、しかし従来は全部地方負担でありましたのを、二分の一程度までは国が負担して、そうして均衡をとりながら進めて参りたいと考へておるわけでございます。

○加瀬亮君 道路局長に伺いたいのですが、建設省はこの地方の道路がどの程度荒廃に類しておるかという御認識が十分なのだろうかという疑いを持つのです。と申しますのは、ここに一つ統計が出ておりますから、申し上げますと、千葉県であります、主要国道で舗装されているのは七%、一般国道では、舗装されているのが四%、市町村道になりますと、砂利道でも何でも改修されておるものは、全体の総延長の七%に過ぎません。これは、府県が特別に砂利を持っているとあるいは地盤がいいという所は別として、大抵の府県がそんな程度じゃないかと思ひます、一〇%以下という。まあある程度の大抵のおしやる長距離輸送などにも耐え得る道路は一〇%以下だという現状だと思う。こういう点を、やはりまず地方の主要道路というものを改修しなければ、地方産業というものは興ってこないし、府県の財政そのものもまた裏づけられてこないのです。住民の要求もまずこういう所を先にということになると思う、ところが、今度の法律で参りますと、県の片端を通してある所でも、大臣のさっきのお言葉を借りれば、受益者というよりは、ただ通過されるというだけのも、そこを、まずその都道府県では、第一に事業計画の中に入れなければならぬ、こういうことでは、その地域住民にとってのほんとうの意味の要望するような道路の改修ということとは、ちよつとあらはな点も出てくると思うのです。ですから道路計画を進めるといふなら、改修計画を進めるといふなら、地方の道路も国の道路もあわせて進められるような財源をやはり

地方に残してくれないとやれないと思う。この点今度の法案では、どうも地方も国もあげて主要道路だけという形になりまして、それも、しかも国の幹線的な道路という観点から見れば、一級国道、二級国道ということに限定されまして、住民は必ずしも受益者だからといって、喜んで一級国道、二級国道の費用を負担しようという気持にはなれないような現象が生じてくると思うのですが、こういう点、どのような御検討をなされておりますか。

○政府委員(宮澤凱一君) 改良率について申し上げますと、都道府県道が二一・三%でございます。舗装率について申し上げますと、四・八%ということで、舗装率はきわめて低いのが現状でございます。この五カ年計画で、これは都道府県道に至るまで計画を立てまして、従来よりも整備の歩を進めたいと考えておるわけでございまして、道路の整備は交通需要に合せるといふことを原則としております。従いまして、一級国道等は、その他の道路に比較いたしまして、交通密度も非常に上っておりますし、経済効果も、ならしてみれば大きいわけであります。従つて、一級国道の整備を先にするというように考えておるわけでございまして、しかし、二級国道以下につきましても、お尋ねのような地方の開発の意味がございまして、先ほど大臣が申されましたように、一級国道の進み方と調和をとった改修を進めたいと考えております。また五カ年計画の内容は、お示しできる程度にはなっておりますのでございまして、一級国道に極端に重点を置くという考え方はなく、全般的に均衡のとれた整備を

計画したいと考えております。○加瀬亮君 主として大蔵省に、それから建設省にもお答えをいただきたいのですが、大蔵省の主計官は、地方財政が相当の伸びに達しているというお話しでありまして、その前提のもとにガソリン税なり軽油税なりの伸びというものが期待できるから、一体地方の負担分という具体的な計画について三十四年度に待つのだというお話であります。地方財政の整備計画が法律として通りますと、みんな再建計画に入っている団体が多い、その再建計画によりまして、投資的経費——人件費の節約とか何とかということでないに、投資的経費が一番軽い所で二〇%ないし三〇%、ひどい所では逆に三〇%以下に落されている。具体的数字を申し上げますと、たとえば二十九年を基準年度としているわけですが、二十九年一度一番軽い県で三十億の投資的経費であったものが、再建計画の完成年度の三十六年度には、十六億四千万に落されている。これは一番軽い方でありまして、三〇%以下に落されている所もある。この点は私はたびたび例に出して恐縮ですが、政府のお出しになった地方財政の白書の中でも、再建計画というか、地方の赤字の処理の問題が二つの現象を生じている。一つは、各地方団体間に非常に大きな行政の較差が生じている。もう一つは、再建計画を強行するのあまり、最低行政の水準をすら切つてくるような傾向になつていく。これはゆゆしい問題だ、というのは、内閣の発表した地方財政白書ではつきりしておるわけですが、地方財政の伸びというものは、こういう最低行政水準以下

のものを、ある程度の最低行政水準に引き上げる一つの潤滑油にしかすぎないと思うのです。これで、一般の行政がもう相当レベルに達しておつて、でそれから余裕財源ができてきて、それは当然国が負担すべき道路の経費にまでふり向けて差しつかえないであらう、こういう御認定は、どういふ点から御考察なさつても、出てくるはずはないと思うのです。大蔵省は、こういう点についてどのような御見解をお持ちになつておるか。それからガソリン税や軽油税が増徴されるなら、それは当然地方よりも国の経費の方がふえてくることになるのだから、国の方から一級国道、二級国道の経費はまるまる出したつてやり繰りがつくということにもなるわけですが、地方財政というものを、少し、何かま子扱いみたいにして、国の健全財政というものを推進するあまり、何でも国の一つの基準を通すために、どうも都合の悪いところを地方に押しつけて、そうしてバランスをとつてくる。こういう考え方があるように私どもには受け取れる。この点どうですか。はなはだ認識を欠くと私どもは言いたいのです。

○説明員(松永勇君) 私、実は地方財政の関係を担当しておりませんので、地方財政の状況については、答弁するにふさわしくないと申しますが、先ほど申した述べたのは、それだから補助率はずつと下げていいのだということとを結論づけたのはございしません。そういうことも考慮し、三十四年度以降は、別途に検討して、これは道路のみならず、臨時の問題全体を検討するというに相なり、そのことが適当

である。さうに考へて、今回の法案には、三十四年度以降は「別に法律で定めるところによる」、かようにしてある次第でございます。

○加瀬亮君 建設省いかがですか。○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほどもお答えしたように、現在の日本の道路は、国道といわず、地方道といわず、さらに町村道といわず、全くこれは時代おくれになつておる。しかも、戦後経済の発展が、それにかかわらず非常に伸びておる。こういう状況であります。この際、思い切った措置をすみやかにとらなければならぬということ、かような整備緊急措置法を提案するに至つたわけでありまして、そのために、先ほど鈴木さんからは、少し拙速に過ぎて十分基礎条件を備えてないという御非難も一部あるぐらいでございますが、しかし、そういうふうな基礎条件とか、いろいろのことを考へておきますと、ますますこれはおくれいく。そこで、政府として、道路整備についても一歩思い切った措置に出るという政治的な態度が必要であらうと思つて、こういうふうな措置をいたしたわけでございまして、それから、そういう場合において、地方財政がこのような整備計画をなす場合に、果してそれを消化し得る能力があるかどうか。また、たとえ総体としてはあるにしても、その場合において、その負担区分をどこに重点を置いていくべきかという点が、いろいろ御指摘になつておるわけでありまして、この点については、われわれといたしましては、地方財政の実態について、必ずしも十分に承知しておりませんので、今後、

第二十部 建設・地方行政委員会連合審査会記録第一号 昭和三十三年三月二十四日【参議院】

一五

自治庁方面の意見を十分拝聴し、また大蔵省とも折衝の上、この計画を、全体として円満に遂行することを目途として、われわれが努力しなければならぬというふうに考えておる次第でありまして、これは、今後この法案が成立いたしますれば、直ちに具体的な整備計画を確定するわけでありまして、その際においては、十分に關係各省協力の上、バランスのとれた実施計画を立てたいと考えておる次第です。

○加瀬元君 自治庁に伺いますが、今、建設大臣の御説明のように、一応五カ年計画という名前の道路整備計画が立つわけです。それで、その主要になる対象は、どうしても一級ないし二級国道を中心ということになると思う。そうすると、財政力の豊富な都道府県はとにかくとして、再建計画、あるいはこれに準ずるような貧弱な財政の府県では、そういう国の計画の主要道路をになうために、一般の府県としての主要道路の改修なり、あるいは維持

なりという経費が、どうしても落さなくては。二つが競合して、どうしても県の単独的な仕事というものの幅が狭められてくる。こういうおそれを感じるのでありますが、自治庁としては、特に再建計画などの赤字財政の府県について、そういう心配がないというお見込みがつきましようか。

○政府委員 小林興三(次君) 今お話の  
ような問題は、これは私は全然ないと  
は断言はできません。それは、それぞ  
れのその年の事業計画の流れいかに  
よっては、特定の県にそう仕事が重  
複していくということはないだろうと  
思いますけれども、再建団体につきま

ては、相当苦しいことが、率直に言っており得ると思います。特に再建団体につきましては、御承知の通り、再建団体による補助率のかさ上げの問題がございまして、それで、そういう所につきまして、特に今後この一般の補助負担率を来年はどうするかということが、二重に突は響いて参りまして、そういう意味から申ししましても、私は非常に憂慮をいたしておるわけでございます。それでございいますから、全体の五カ年計画そのものが、われわれとい

たしまして、地方財政としてのみ得る格好で作っていただということが前提で、全体としてのみ得るような形になれば、これは個々の団体につきましては、ぜひやはりその線に従って執行していただくように、われわれとしても個別的に配慮しなければならぬ、全体的な計画だけは、筋の立ったようなものにして作っていただかなければ、われわれとしてもなかなか責任が持ちにくい、こういう感じがしておるわけでございます。

○加瀬亮君 建設省は、幹線道路を通す。一級、二級国道を通す。通った沿線の関係者は当然受益者だ。従って、受益者は受益の負担に應ずべきだというお立場をとっておられるようですけれども、必ずしも私はそうではないと思う。たとえば東京都が膨脹する。そこで東京都を中心にする環状線を作ら

なければならぬ。これは國道計画とか東京都の人口政策その他住宅政策から見れば、大いに意義があることで、しかし、それによって影響されることゝころの県というものは、侵害されこそすれ、決して受益をしておらないといふことにもなるわけです。そういう

ふうなものをまよふことなく受益者として一体考えていいか、あるいは県の片すみを国道が通る。大体の県民がさっぱり受益しないのに、受益者として全部負担の責任をかぶらなければならぬか、こういう点ほつと私は考慮さるべきだと思います。われわれは税金を納めておるのですからね。あるいはガソリン税、軽油税というものので、道路に対する目的税も負担としておるのです。その上に特別にまた地域としての負担をしなければならぬと

いう理由が、私はなほはだ問題によつては薄弱になつてくると思ふのです。こういう点は何も御考慮していただけないでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 道路政策については、地方財政を見る方と、それから、全体の産業計画で非常に違った要求をわれわれは受けております。たとえば道路に対して画期的な考えを持つべきだ。今までののは、ほんとうのの意味における近代的な長距離輸送の道路としては、日本の道路は全然適当に

ていない。従来の単に道路を補修するとか、あるいは拡幅をするだけではないから、いわゆる高連の専用自動車道路に踏み切るべきだ。そうして地方道やその他については、やらなくていいとは言わないが、むしろ、それをもまねんなくやることによって、日本の交通道路政策が停滞しておるじゃ

ないか。こういう意見さえ相当強くい  
われております。しかし、一面におい  
て、それはその観点から言えばそれが  
合理性がありますけれども、しか  
し、道路というものをあらゆる産業経  
済、文化の一つの荷い手として考える  
ならば、やはりおのずからそこに均衡

がとれなければならないということ  
で、先ほど加瀬さんが御指摘のよう  
に、われわれとしては一応のアクセ  
ントのつけ方は、一級国道に若干のアク  
セントはつけておりますけれども、パ  
ランスをとってやつておる。ところで  
そうした場合、主要道路にそういうと  
うに重点を入れても、その沿線は必ず  
しも利益を受けていないとは言わぬけ  
れども、その受ける密度が非常に薄  
い所がある。しかるにもかかわらず、こ  
れに対する維持管理に關しても分担す

るといふ場合は、そのアロケーションについては相当考慮すべきだという点では、先ほど御指摘の通りです。そこでこの点については現実には負担をきめろ場合においては、政令をきめるときにはその点は考慮してきめたい。そういう観点で目下検討いたさしておる次第でございます。

りますので、適當な機会に、また地方財政計畫御担当の方においでいただきたいときに、御質問をお許しいただきたい、今日は、これで一応質問を保留したいと存じます。

○委員長(竹下豐次君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹下豐次君) 連記を始めて下さい。

この際、お諮りいたします。本連合会審査会は、本日をもって一応打ち切ることといたしまして、さらにこの連合会審査会を設けるかどうかについては、後刻、両委員長において御協議いたし

たいと存じますが、さよう取り計らうことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(竹下豊次君) それじゃ御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

これにて、本日の連合審査会は散会いたします。

午後五時五分散会

午後五時五分散会